

目 次

IT関係

- ・電子商取引の促進（電子署名）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現・・ 2

資格制度

- ・商業登記における公証人制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・資格士業（行政書士・司法書士・税理士等）の統合・相互参入・・・・・・・・ 4
- ・司法書士の登録入会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・土地家屋調査士の登録入会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

法務関係

- ・コミットメントライン契約の特例適用対象のさらなる拡大・・・・・・・・・・・・ 7
- ・弁護士強制入会制度の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・弁護士法の定める業務独占違反についての罰則規定の廃止又は
法定刑の大幅な軽減、業務独占規定の将来的な廃止・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・資格（医者、弁護士等）による規制は不要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・「生活士」制度の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・公益信託の信託事務及び財産の状況に係る公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・法曹人口の大幅増員等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・資産の流動化に際しての信託宣言の許容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・外国法事務弁護士に係わる規制制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・民事訴訟の迅速化と効率化の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・日本における司法制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・日本における司法制度の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・裁判審理における企業秘密保護の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・代理人・依頼人間の基本的権利の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・司法による救済の実効性の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・訴訟代理人資格の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・法制度改革・・ 23
- ・短期貸借制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ストック・オプションの給与の代替としての付与禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・司法制度の透明化・・ 26
- ・資格士業（行政書士、司法書士、税理士等）の統合・相互参入・・・・・・・・ 28
- ・弁護士・依頼者間の秘匿特権の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・インターネットによる公告掲載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

・ 少数株主の株式強制買取制度及びキャッシュアウト・マージャーの 導入	31
・ 商法改正プロセスに対する外国企業及び法律関係者の参加	32
・ 子会社による親会社株式保有規制の撤廃	33
・ 非課税の株式交換の外国会社への適用	34
・ ITを利用した株主総会における議決権行使	35
・ 株主総会招集通知の電子化	36
・ レストリクテッド・ストック・プランの導入	37
・ トラッキング・ストック発行要件の法制化	38
・ 商法におけるコーポレート・ガバナンス規制の見直し	39
・ 法定準備金取崩しによる配当財源確保等の際の債権者保護手続の 簡素化	40
・ 商法の透明性の向上	41
・ 企業統治の在り方	42
・ 株主代表訴訟における株主要件の限定に反対	43
・ 株主総会特別決議事項の定足数の見直しについて慎重に検討 すべきこと	44
・ 会社運営の電子化に際しての選択制や本人の同意の必要性	45
・ 単元未満株主の共益権	46
・ コーポレート・ガバナンス	47
・ 現物出資財産についての弁護士の評価の相当性に関する証明制度 の見直し	48
・ 取締役会の決議方法	49
・ 株主代表訴訟制度	50
・ 会計基準	51
・ 外国企業への法定代理人の義務付け	52
・ ストック・オプション	53
・ 取締役の選任に関する種類株式の発行解禁	54
・ 議決権なき種類の株式の発行枠に関する規制緩和	55
・ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用の拡大	56
・ 流動化における「事後設立」に係る規制緩和	57
・ 法曹人口の大幅増員等	58
・ 陪審制度の改良、復活	60
・ 法曹人口の大幅増員等	61
・ 弁護士報酬の見直し	62
・ 産業戦略に沿ったタイムリーな知的財産権の取得・活用	63

・ 特任検事（検察庁法第 18 条第 3 項に基づき任命された検事）及び その出身者に対する弁護士資格の付与	64
金融関係	
・ 債権譲渡登記制度の拡充	65
・ 出資法第 1 条（出資金の受入の制限）の撤廃及び第 2 条 （預り金の禁止）	66
・ 債権管理回収業（サービサー）の業務範囲の拡大並びに 最低資本金（5 億円）引き下げ	67
・ 債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）の 運用等について	68
・ 普通銀行による社債の売出發行の解禁	69
・ 社債等の振替決済制度の創設	70
・ C P のペーパーレス化	71
・ 破産申立ての制限	72
住宅・土地、公共工事関係	
・ 借家契約終了の正当事由の明確化	73
・ 事業用建物賃貸借における賃料増減請求権規定の撤廃	74
・ 普通借家から定期借家への切替えの解禁	75
・ 定期借地の拡充	76
・ 短期の定期借家の存続の保護	77
・ 普通借家から定期借家への切替え禁止の維持	78
・ 建替え決議の要件の見直し	79
・ 借地借家契約終了の正当事由の明確化	80
運輸関係	
・ 日本籍船の登記・登録、海外譲渡、登録抹消等に係る手続の簡素化	81
その他	
・ 新たな「国内 M T N」の創設	82
・ マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	83
・ 外国人研修・技能実習制度の見直し	84
・ 外国人研修・技能実習制度の見直し	85
・ 外国人受入れのための環境整備	86
・ 外国人労働者の就業ビザ期間延長	87
・ 外国人労働力の受入れ拡大	88

・外国人労働力の受入れ拡大	89
・在留資格の対象となる業務の拡大	90
・外国人雇い入れ時の「在留資格」取得手続の簡素化	91
・動産登記制度の創設	92
・強制転換社債の解禁	93
・日本籍船でのカジノの自由化	94
・カジノの規制解除と合法化	95

【様式】

【 法 務 省 】

分野	IT関係	意見・要望提出者	米国政府
項目	電子商取引の促進（電子署名）		
意見・要望等の内容	電子署名法の実施に当たり中立的な技術の利用、政府の許認可が不要であることを要望するとともに、電子認証形態の選択自由及び証拠能力、事業者間取引上の電子認証手段の選択自由及び法的効果について確認を求める。		
関係法令	電子署名及び認証業務に関する法律	共管	総務省、経済産業省
制度の概要	電子署名が行われた電磁的記録の真正な成立の推定、電子署名の認証業務に対する任意的な認定制度の導入等を規定した『電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法、という）』が平成13年4月1日より施行されたところ。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成13年4月)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 電子署名法では、特定の技術に依らない技術的中立性に配慮しており、民民間の契約に用いる認証技術については当事者間に委ねられ何ら規制は存在しない。そして、電子署名が付された電磁的記録は証拠として法廷に提出することが可能である。我が国では、契約の成立に関する一般的な方式要件は存しないので、契約の効力と用いられる電子認証技術の種類は関係がない。			
担当局課室等名	民事局 商事課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	IT関係	意見・要望提出者	経済団体連合会、(社)日本船主協会	
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現			
意見・要望等の内容	電子政府化の目標となっている2003年度までに、入港から輸出入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、各種申請の必要性について根本から再検討を行った上で、現行の申請書類を可能な限り削減し、全ての輸出入・港湾諸手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ(ワンインプット)システムを整備すべきである。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	
制度の概要	<p>本邦外の地域から本邦に入る船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、次のとおり、申請、通報又は報告等の入出港手続を行わなければならないこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入国審査官への乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可に係る申請書の提出(法第16条、則第15条及び第15条の2) 2 入国審査官への入港時刻及び乗員・乗客数、停泊予定時間その他必要と認められる事項の通報(法第56条、則第51条) 3 入国審査官への乗客・乗員名簿の提出及び各種報告(法第57条、)則第52条) 			
計画等における記載の状況	<p>輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。(掲載箇所: の1の(3)のエのbの(d)の))</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:平成15年度のできるだけ早い時期を目標)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>		
<p>(説明)</p> <p>輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進に向けて各府省間の連絡・調整を行うため、13年9月28日に輸出入・港湾手続関連府省連絡会議を設置し、シングルウィンドウシステム構築の基本方針等について検討中であるとともに、引き続き、作業を前倒しし、次のとおり取り組むこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 14年度中を目途に、通関情報処理システム(NACCS)、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システムを連携。 2 15年度のできるだけ早い時期を目標にNACCS等のシステムの連携によるシングルウィンドウ化を実現。 				
担当局課室等名	入国管理局総務課出入国情報管理室			

【様式】

【法務省】

分野	資格制度	意見・要望提出者	個人
項目	商業登記における公証人制度の見直し		
意見・要望等の内容	会社の設立に際して、公証人による定款の認証をやめるべきである。		
関係法令	商法167条、有限会社法5条	共管	なし
制度の概要	会社を設立するには、発起人等は定款を作成しなければならず、定款は公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないこととされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>株式会社及び有限会社の設立の際に発起人が作成した定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないこととされているが、これは、公証人による定款の認証は、作成者が署名した事実を公証するとともに、定款作成の事実とその内容の明確を期し、これを確定することによって後日の紛争を防止することを目的とするものであるからである。</p> <p>よって、株式会社及び有限会社の定款の効力発生要件として、公証人による定款認証は必要不可欠であり、これを廃止することはできない。</p>			
担当局課室等名	民事局総務課		

【様式】

【法務省】

分野	資格制度	意見・要望提出者	個人
項目	資格士業（行政書士・司法書士・税理士等）の統合・相互参入		
意見・要望等の内容	隣接士業の相互参入が類似士業の統合を認めるべきである。		
関係法令	司法書士法第19条第1項	共管	なし
制度の概要	司法書士会に入会している司法書士でない者は、司法書士の業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>司法書士の行う業務には、民法、商法等の民事実体法はもとより、権利に関する登記等に関する高度な法律知識及び専門的能力が要求され、行政書士及び税理士が行う業務とは性格が異なることから、統合及び相互参入することは適切でない。</p>			
担当局課室等名	民事局民事第二課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	資格制度	意見・要望提出者	個人
項目	司法書士の登録入会制度		
意見・要望等の内容	司法書士の強制入会制を廃止すべきである。		
関係法令	司法書士法第 15 条の 5、第 19 条	共管	なし
制度の概要	<p>司法書士となるには、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に入会しなければならない。</p> <p>司法書士会に入会している司法書士でない者は、司法書士の業務を行ってはならない。</p>		
計画等における記載の状況	<p>資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。</p> <p>業務及び財務等に関する情報を公開していない資格団体について、それらの情報を公開するよう要請する。強制入会制を採る各資格について、それぞれの団体の役割に資格者以外の者を任用することを要請する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明) 司法書士の強制入会制は、その品位の保持、資質の維持・向上等の観点から有益な制度であり、国民の権利・利益の保護を図るために、これを維持する必要があると考えている。			
担当局課室等名	民事局民事第二課		

【様式】

【法務省】

分野	資格制度	意見・要望提出者	個人
項目	土地家屋調査士の登録入会制度		
意見・要望等の内容	土地家屋調査士の強制入会制を廃止すべきである。		
関係法令	土地家屋調査士法第15条の5、第19条	共管	なし
制度の概要	土地家屋調査士となるには、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会に入会しなければならない。土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士でない者は、土地家屋調査士の業務を行ってはならない。		
計画等における記載の状況	資格者間における公正有効な競争を確保する観点から、法律で強制設立・強制入会制を採っている資格を対象として、資格者団体が行っている自主規制の実態を把握し、その結果に基づき所要の改善措置を講ずる。 業務及び財務等に関する情報を公開していない資格団体について、それらの情報を公開するよう要請する。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 土地家屋調査士の強制入会制は、その品位の保持、資質の維持・向上等の観点から有益な制度であり、国民の権利・利益の保護を図るために、これを維持する必要があると考えている。			
担当局課室等名	民事局民事第二課		

【様式】

【法務省】

分野	法務・金融関係	意見・要望提出者	地銀協、農林中央金庫	
項目	コミットメントライン契約の特例適用対象のさらなる拡大			
意見・要望等の内容	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）について手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となる借主の対象を拡大し、中小企業（資本金3億円以下等）、地方公共団体・特別法にて定められた地方公社、協同組合等をその範囲に含める。			
関係法令	特定融資枠契約に関する法律第2条	共管	金融庁	
制度の概要	コミットメントライン契約（特定融資枠契約）について手数料が利息制限法及び出資法上のみなし利息の適用除外となるのは、借主が 資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条）、資本額が3億円以上を超える株式会社、証券取引法による監査証明を受けなければならない株式会社（証券取引法第192条の2第1項）、特定債権等譲受業者（特定債権等に係る事業の規制に関する法律第2条第5項）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第2条第3項）等である場合に限定されている。			
計画等における記載の状況	【2(3)ア】 資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、この借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、SPC（Special Purpose Company:特定目的会社）を対象に含める。 （措置済）			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 特定融資枠契約に関する法律附則第3項において、「特定融資枠契約に係る制度のあり方については、この法律施行後二年を目途として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。」とされていることから、同法の適用対象となる借主の範囲の拡大の可否についても、同法を所管する金融庁と共同して検討することとなる（なお、同法の施行日は、平成13年6月29日。）				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	個人
項目	弁護士強制入会制度の廃止		
意見・要望等の内容	資格者団体は既得利権団体であるから、弁護士の弁護士会への強制入会制度は廃止すべきである。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士法において、弁護士となるには日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。登録を受けた者は、当然に弁護士及び日本弁護士連合会の会員となるものとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 弁護士の強制入会制度は、弁護士に対する指導・監督を幅広く十分に及ぼすための基盤として、必要かつ合理的な制度であると考えられるが、その在り方については、規制改革委員会の「規制改革についての見解、をも踏まえて、検討を深めていく予定である。			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	個人
項目	弁護士法の定める業務独占違反についての罰則規定の廃止又は法定刑の大幅な軽減、業務独占規定の将来的な廃止		
意見・要望等の内容	弁護士法の業務独占違反の罰則規定は、廃止又は法定刑を大幅に軽減すべきである。また、将来的には、業務独占規定を廃止すべきである。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>弁護士法が弁護士による法律事務取扱の独占を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからであり、合理的な制度と考えられるから、業務独占違反の罰則規定の廃止ないし法定刑の軽減については、慎重に検討する必要があると思料する。業務独占規定についても、少なくとも現在においてこれを廃止することは相当ではなく、将来の廃止も慎重に検討する必要があると思料する。</p>			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【法務省】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	個人
項目	資格（医者、弁護士等）による規制は不要		
意見・要望等の内容	弁護士の資格の規制は不要であり、はやる弁護士の情報さえ明らかにされればそれでよい。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
<p>（説明）</p> <p>弁護士法が弁護士による法律事務取扱の独占を定めているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することが、国民の法律生活の公正円滑な営みと法律秩序の維持のために必要とされたからであり、合理的な制度と考えられるから、弁護士の資格を廃止することは相当でないものと思料する。</p>			
担当局課室等名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	個人
項目	「生活士」制度の創設		
意見・要望等の内容	生活者としての国民が、人生目標の達成に必要な資産（金融のみでなく、不動産等を含む。）の形成・運用などについて事前対策を中心に、身近にかつ安心して相談でき、公正かつ中立的な解除、支援等を託することのできる個人財務支援専門家＝生活士制度を創設し、これに併せて弁護士法等の関係法制度等を見直し、改革すべきである。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 新たな資格制度を創設することについては、その必要性、合理性等につき、慎重な検討を要するものと思料する。			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	信託協会
項目	公益信託の信託事務及び財産の状況に係る公告		
意見・要望等の内容	信託銀行が行う公益信託の信託事務及び財産の状況に係る公告について、電磁的方法（インターネット）の利用を可能にすること。		
関係法令	信託法第69条第2項	共管	
制度の概要	信託銀行は、公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。その方法については法定されていないが、株式会社の公告が官報または日刊新聞紙に掲載することとされていることから、これに準じて、実務上は官報に掲載している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 公益信託の信託事務及び財産状況に係る公告の方法については、法令上特段の定めはなく、公益信託の公告として関係者の周知に必要と思われる相当な方法であればよい。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国、江東区議会、加茂川町議会、個人		
項目	法曹人口の大幅増員等				
意見・要望等の内容	裁判官、裁判所職員を大幅に増加する（弁護士数の増加については、法曹人口の拡大で応答。）。				
関係法令	裁判所職員定員法	共管	なし		
制度の概要	裁判官及び裁判所職員の定員は、裁判所職員定員法によって定められている。				
計画等における記載の状況	該当なし				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他	
<p>(説明)</p> <p>裁判官及び裁判所職員の定員については、毎年行われている裁判所職員定員法の改正により、着実な増員が図られている。</p> <p>また、司法制度改革審議会意見においても、「全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官を大幅増員すべきである。裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の質、能力の向上を一層推し進めるとともに、その適正な増加を図っていくべきである。」などとされており、これを踏まえ、所要の検討が進められているところである。</p>					
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課				

【様式】

【法務省】

分野	法務・金融関係	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	資産の流動化に際しての信託宣言の許容			
意見・要望等の内容	信託業務の兼営認可を受けた金融機関が、資産の流動化に関する法律で規定されている特定目的信託を用いて資産の流動化を行う場合について、信託宣言を許容する扱い。			
関係法令	信託法第1条	共管	なし	
制度の概要	信託法第1条は、「信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ、と規定しており、財産権者がその財産権を他人のために管理・処分する旨を宣言する方法によって信託を設定するいわゆる信託宣言は認められないと解されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 信託宣言を認めるかどうかは、信託の基本構造にかかわる問題であり、その措置を行うかどうかについては、慎重な検討を要することから、信託法全体の見直しの見直しの可否を検討する中で、この問題も取り扱うこととしたい。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	外国法事務弁護士に係わる規制制度の改善		
意見・要望等の内容	<p>外国法事務弁護士に影響を与えるすべての法律および規則の制定とその実施に関して、日本弁護士連合会および委任地方弁護士会が、その検討プロセスに外国法事務弁護士が参加できるように効果的な 機会の提供を確保する。</p> <p>外国法事務弁護士資格に対する報告プロセスを迅速化、合理化することにより、外国法事務弁護士申請者が外国法事務弁護士として登録されるまでに要する時間を、不服申し立てに要する時間も含めて短縮する。</p>		
関係法令	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第40条、第43条、第7条～第14条	共管	なし
制度の概要	<p>我が国においては、いわゆる弁護士自治の制度がとられているが、外国法事務弁護士も弁護士会および日弁連に入会するものとされ、外国法事務弁護士に関する一定の議決に加わるなどの機会が保障されている。</p> <p>外国弁護士が、我が国において外国法事務弁護士として活動するためには、法務大臣による承認と日弁連の外国法事務弁護士名簿への登録が必要である。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>我が国においては、いわゆる弁護士自治の制度がとられ、弁護士に対する指導・監督その他弁護士の職務活動に関する規律の作成は弁護士会及び日弁連に委ねられている。そして、外国法事務弁護士も弁護士会および日弁連に入会するものとされ(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第40条)また、外国法事務弁護士は、所属弁護士会及び日弁連が外弁に関する会則・会規等を審議する総会に出席し、意見を述べ、議決に加わることができることとされており(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第43条)現在でも外国法事務弁護士が会内手続に参加する機会は保障されているものと承知している。</p> <p>外国弁護士が我が国において、外国法事務弁護士として活動するためには、法務大臣による承認と日弁連が備える外国法事務弁護士名簿への登録が必要である(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第7条～第14条)。法務省が、外国法事務弁護士の承認申請を受理してから処理するまでに要する期間は、特段の事由が存在しない限り、概ね2か月であり、現在においても、特に長期間を要しているとは考えていないが、今後とも迅速な処理に努めていきたい。</p>			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	民事訴訟の迅速化と効率化の拡大		
意見・要望等の内容	<p>以下の司法制度改革審議会の意見書を速やかに実施する。</p> <p>b 訴訟のための公判及び提訴前の証拠収集手続を簡素化する。</p> <p>c 東京・大阪両地方裁判所における知的財産権部の強化、そして、証人、代弁者、裁判所調査官のような専門家導入を通じて、知的財産権関係訴訟手続を改善する。</p>		
関係法令	民事訴訟法等	共管	なし
制度の概要	<p>bについて：民事訴訟については、新民事訴訟法が平成10年から施行されており、争点及び証拠の整理手続の整備を含む審理の充実・迅速化を図るための様々な工夫が施されている。</p> <p>cについて：東京・大阪地方裁判所に、知的財産権関係事件の専門性にかんがみ、それぞれ専門部を設け、この種の事件の処理に精通した裁判官、技術専門家である裁判所調査官を配置して、専門的処理体制を整備・拡充している。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>司法制度改革審議会意見においては、次のような提言がされている。(1) 訴えの提起前の時期を含め当事者が早期に証拠を収集するための手段を拡充すべきである。(2) 知的財産権関係事件への総合的な対応強化の方策の1つとして、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、専門性が強化された裁判官や技術専門家である裁判所調査官の集中的投入、専門委員制度の導入、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化などにより、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきである。</p> <p>政府は、この提言を踏まえ、民事訴訟法の見直しについて検討を行っている。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	日本における司法制度の改善		
意見・要望等の内容	<p>証拠収集手続を改善するため、以下の措置を取ることを要望する。</p> <p>a 民事訴訟法第163条に基づく照会に対する不適切な対応に対しては制裁を科す。</p> <p>b 民事訴訟法第220条に規定されるいわゆる「自己使用」の例外を制限する。</p> <p>c 訴訟当事者による施設調査権を整備する。</p>		
関係法令	民事訴訟法第163条、第219条、第232条、第220条第4号二	共管	なし
制度の概要	<p>aについて：民事訴訟の当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、照会をすることができるものとされているが、照会に対する不適切な対応について制裁は設けられていない。</p> <p>bについて：専ら文書の所持者の利用のために供する文書は、一般義務としての文書提出義務の対象から除外されている。</p> <p>cについて：検証の申出は、検証の目的を提示し、又は検証の目的の所持者に対する検証目的提示の申立て等によりしなければならないものとされている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>司法制度改革審議会意見においては、民事裁判の充実・迅速化の観点から、証拠収集手続の拡充を図るとななどが提言されている。</p> <p>政府は、この提言を踏まえ、民事訴訟法の見直しについて検討を行っている。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法 務	意見・要望提出者	米国
項 目	日本における司法制度の改善		
意見・要望等の内容	司法手続きにおける透明性の拡大 米国は日本政府に対して、すべての人々に対して裁判記録及び判決についてのより容易かつ時宜を得たアクセスを提供することにより、一般市民及びビジネス・コミュニティにとって司法制度をより身近なものにすることを要望する。		
関係法令	憲法第82条、民事訴訟法第91条、第92条、行政事件訴訟法第7条、刑事訴訟法第53条	共管	なし
制度の概要	憲法上、判決は、常に公開法廷で行うこととされ、裁判の対審は、原則として公開法廷で行うこととされている（憲法第82条）。また、裁判書を含む訴訟記録についても、営業秘密、プライバシー等を保護しつつ、一定の場合に閲覧等が認められている（民事訴訟法第91条、第92条、行政事件訴訟法第7条、刑事訴訟法第53条）。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 我が国においては、憲法上、判決は、常に公開法廷で行うこととされ、裁判の対審についても、基本的に裁判所が裁判官の全員の一致で公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合を除いて、公開法廷で行うこととされている（憲法第82条）。また、裁判書を含む訴訟記録についても、営業秘密、プライバシー等を保護しつつ、一定の場合に閲覧等が認められている（民事訴訟法第91条、第92条、行政事件訴訟法第7条、刑事訴訟法第53条）。また、裁判所においては、判例情報への国民の迅速かつ容易なアクセスを可能にするため、最高裁判所及び高等裁判所の判例集等の編集刊行を行ってきたほか、平成9年に最高裁判所のホームページを開設して以来、同ホームページにおいて、最高裁判所判例集や、下級裁判所の知的財産権や労働事件関係訴訟の判決など、判例情報の公開を順次進めてきていると承知している。			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	裁判審理における企業秘密保護の拡大		
意見・要望等の内容	公開審理の過程で企業秘密が公開される問題に対処するために包括的な解決策を講じる企業秘密を含む証拠の「インカメラ」審理（非公開審理）を導入することも適切な方策となり得る。		
関係法令	民事訴訟法第92条第1項各号等	共管	なし
制度の概要	原則として、民事訴訟における口頭弁論は公開の法廷で行われなければならない、また訴訟記録は何人も閲覧をすることができるものとされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>我が国の民事訴訟法においては、裁判所が、当事者の申立てにより、訴訟記録のうち当事者の私生活上の重大な秘密又は営業秘密が記載された部分の閲覧を当事者のみに限定する旨の決定ができるものとされ(第92条第1項各号) また、証人は、「技術又は職業の秘密に関する事項」について尋問を受けた場合には、証言を拒絶することができるものとされ(第197条第1項第3号) さらに、「技術又は職業の秘密に関する事項」で第197条第1項第3号により証言を拒絶することができる事項が記載されている文書は、一般義務としての文書提出義務の対象から除外されている(第220条第4号八)等、営業秘密については、格別の保護が図られている。</p> <p>なお、我が国においては、憲法上、厳格な裁判公開の原則が採用されているため(憲法第82条第1項) 裁判の傍聴を制限することなどにより営業秘密の保護を図ることは極めて困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	代理人・依頼人間の基本的権利の明確化		
意見・要望等の内容	明確かつ法的根拠に基づく代理人・依頼人間の基本的権利を制定し、このような原則を完全に尊重することを確保する。		
関係法令	弁護士法第23条、民事訴訟法第197条、第220条第4号八等	共管	なし
制度の概要	弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負うものとされている。また、民事訴訟においては、弁護士が証人として、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合には、証言を拒むことができ、弁護士が職務上知り得た事実で黙秘すべき事項であって、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書は、一般義務としての文書提出義務の対象から除外されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 弁護士法第23条において、弁護士又は弁護士であった者は、法律に別段の定めがある場合のほか、その職務上知り得た秘密を保護する権利を有し、義務を負うもの(罰則については、刑法第134条第1項)とされており、弁護士の守秘特権が明文で認められている。我が国の民事訴訟手続においては、弁護士が証人として、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合には、証言を拒むことができるものとされ(民事訴訟法第197条第1項第2号)また、弁護士が職務上知り得た事実で黙秘すべき事項であって、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書は、一般義務としての文書提出義務の対象から除外されている(同法第220条第4号八)等、弁護士である代理人と依頼者との通信については、格別の保護が図られている。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	司法による救済の実効性の強化		
意見・要望等の内容	迅速かつ効果的な命令を発し、執行できる裁判所の権限を強化する。それは、行為差止めによる救済を得ることができる民事訴訟の範囲を拡大すること、また、効果的と考えられる差止命令を策定する裁判所の権限を強化することなどの方策による。		
関係法令	民法、民事訴訟法等	共管	なし
制度の概要	裁判所が発する差止命令の内容は、実体法において定められた差止請求権の内容によって決せられる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>我が国では、法体系上、実体法と手続法が峻別されており、裁判所が発する差止命令の内容は、差止請求権を認めた実体法上の権利の内容として定められている。</p> <p>我が国の法制上、生命・身体の侵害の場合はもとより、物権的権利や知的財産権の侵害等の場合に広く差止請求が認められている。これ以外の場合について広汎に差止請求を認めることについては、どのような権利が侵害された場合に認められるのか等、我が国の法制全体に影響を及ぼすものであり、理論上も実際上も極めて困難な問題がある。</p> <p>したがって、裁判所に対し、その裁量に基づいて独自に効果的と考えられる差止命令を策定する権限を付与することは困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	関経連
項目	訴訟代理人資格の緩和		
意見・要望等の内容	当該会社の訴訟については、事件内容を熟知している会社の法務部員が代理人となれるようにしてほしい。		
関係法令	民事訴訟法第54条、弁護士法第72条	共管	なし
制度の概要	簡易裁判所以外の裁判所において訴訟代理人となることができるのは、法令による代理人のほかは、弁護士に限られるとしている。報酬を得る目的で訴訟事件の代理等を取り扱うことを業とすることができるのは、弁護士又は弁護士法人に限定されている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>民事訴訟法第54条が定めている弁護士代理の原則は、いわゆる三百代言など不明朗な職業の発生を防止するとともに、必ずしも法律に明るいとはいえない当事者の利益保護を確実にし、かつ、訴訟手続の円滑を確保することを目的とするものである。</p> <p>弁護士でない企業法務部員に対し、簡易裁判所以外の裁判所における訴訟代理権を付与した場合、弁護士でない者が「企業法務部員」と称して不特定多数の企業の訴訟に関与することを業とするなど、弁護士法第72条の規定が容易に潜脱されることが予想される。</p> <p>また、企業法務部員というだけでは訴訟追行のための十分な知識・技能を担保することはできず、弁護士でない企業法務部員が簡易裁判所以外の裁判所において訴訟代理人として訴訟を追行することにより、相手方当事者の利益が害され、国民の司法に対する信頼が失われるおそれも極めて強い。</p> <p>したがって、企業法務部員に、簡易裁判所以外の裁判所における訴訟代理権を付与することは、極めて困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	1 法務関係	意見・要望提出者	カナダ
項目	法制度改革		
意見・要望等の内容	法曹人口の増加、日本の仲裁法の改正、民事訴訟の審理の迅速化と効率化という同審議会の勧告を速やかに実施するよう強く要請する		
関係法令	民事訴訟法、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律	共管	なし
制度の概要	仲裁は、一定の法的紛争に関する審理判断を第三者に委ね、その判断に従うとする仲裁契約に基づいて行われる紛争解決手続であり、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律において定められているが、同法は、100年以上も前の法律であり、国際的動向を見つつ、現代的な法制に整備すべきであるとの指摘がされている。平成10年に現行民事訴訟法が施行され、審理の充実・迅速化を図る方策として、争点及び証拠の整理手続の整備、集中証拠調べの規定の新設等が導入された。その結果、民事訴訟の審理期間は、全体として短縮されてきているが、国民の期待に応えるためには、なお一層の審理の充実と迅速化を図る必要があるとの指摘がある。		
計画等における記載の状況	仲裁について、個別事項ア		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 司法制度改革審議会意見においては、次のような提言がされている。 (1) 国際連合国際商取引法委員会における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁法制を早期に整備すべきである。 (2) 民事訴訟法の審理期間をおおむね半減することを目標として、計画審理の推進、訴え提起前の時期を含め証拠収集手続の拡充等を行うべきである。 政府は、この提言を踏まえ、新たな仲裁法制を早期に整備するための所要の検討及び民事訴訟法の見直しについて検討を行っている。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務、住宅土地	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	短期賃貸借制度について			
意見・要望等の内容	現行短期賃貸借制度の廃止の検討については、正当な賃貸借関係を保護する制度は必要であり、慎重に検討すべきである。			
関係法令	民法395条	共管	なし	
制度の概要	抵当権の登記後に抵当不動産に設定された賃借権は抵当権者に対抗できないのが原則であるが、民法602条の期間を超えない賃貸借は、その対抗要件を備えた場合は、抵当権者に対抗できる。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画の 1(3)イ、10(3)ア 短期賃貸借制度（民法395条）について、その制度の趣旨や一般市民が安心して参入できる不動産市場の形成、抵当不動産の賃貸借関係の安定性等を十分に踏まえつつ、廃止も含めてその改正について検討を進める。（平成15年通常国会に関係法案提出予定）</p> <p>改革工程表の規制改革（都市再生）（1）（平成14年3月までに措置） 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期賃貸借制度の廃止を基本とする検討を含めた見直しを行い、改正に向けた試案を公表。</p> <p>改革工程表の規制改革（都市再生）（2）（平成14年度中に措置） 抵当権を中心とした担保法制及びその実行としての執行手続等に関する法制について、現行短期賃貸借制度の廃止を基本とする検討を含めた見直し関係法案を国会に提出。</p> <p>規制改革の推進に関する第1次答申の第1章6(1)才 競売の実効性確保【平成14年度中に措置（法案提出）】 民法（明治29年法律第89号）第395条の短期賃貸借保護制度については、抵当権に後れる賃借権で事前に抵当権者が合意しないものは競売実施後の存続を一切認めないなど、廃止を基本として検討するべきである。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明） 法制審議会担保・執行法制部会において、担保・執行法制の見直しについて、調査・審議中。				
担当局課室等名	法務省民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	ストック・オプションの給与の代替としての付与禁止			
意見・要望等の内容	商法において、従業員に対するストック・オプションの付与に関しては、それを給与の代替として付与することを禁止する旨の規定を設けるべきである。			
関係法令	商法第280条ノ19	共管		
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 措置不能 商法の規制の対象とはならない。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	在日米国商工会議所	
項目	司法制度の透明化			
意見・要望等の内容	訴訟関係書類及び判決の一般開示を規定すると同時に、私的事項、営業秘密及び秘匿事項の秘密性を保護し、弁護士情報をより利用しやすいものにすることを求める。			
関係法令	憲法、民事訴訟法、行政事件訴訟法、刑事訴訟法	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 憲法上、裁判の対審及び判決は、裁判所が裁判官全員の一致で公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合を除き、原則として公開法廷で行うこととされている（憲法第82条）また、裁判書を含む訴訟記録についても、営業秘密、プライバシー等を保護しつつ、一定の場合に閲覧等が認められている（民事訴訟法第91条、第92条、行政事件訴訟法第7条、刑事訴訟法第53条） 裁判所においては、判例情報への国民の迅速かつ用意なアクセスを可能にするため、最高裁判所及び高等裁判所の判例集等を編集・刊行してきたほか、インターネット上での判例情報の公開を順次進めている。具体的には、平成9年に最高裁判所ホームページを開設して以来、最近の主要な最高裁判所の判決、下級裁判所の知的財産権関係訴訟の判決、労働事件の主要な裁判例に引き続き、最高裁判所判例集（昭和22年以降）掲載の判例について順次公開を進めている。 弁護士情報については、平成12年10月より弁護士広告が原則自由化され、弁護士会においても、弁護士の取扱業務等の情報をインターネット上で提供するなど弁護士情報の開示を進めている。 			
計画等における記載の状況	<p>【 - 1 - (2) 】 弁護士事務所の法人化による執務態勢の強化、兼職及び営業等の制限の自由化等、弁護士へのアクセス拡充等の観点から所要の改革を行う。</p> <p>【 - 1 - (3) - ア 】 弁護士情報の公開第三者評価の導入の要否を含め、利用者に有益な弁護士の専門分野や実績等についても広告対象とすることについて、日本弁護士連合会に対し、必要な協力を行うとともに、所要の措置が早期に講じられるよう要請する。</p> <p>【別添(2) - 】 法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制が行われている各資格（公認会計士、行政書士、司法書士、土地家屋調査士、税理士及び社会保険労務士）について、広告規制が見直されるよう必要な措置を講ずる。</p>			
対応の状況	一部措置済・措置予定 一部措置済 一部措置予定	一部検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：段階的に実施)				

(説明)

訴訟関係書類及び判決の一般開示については、「制度の概要」で述べたとおり、既に相当程度実現されているが、なお司法制度改革審議会意見において、「判例情報をプライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべきである。」とされているところであり、今後も、引き続き、裁判所等において、同審議会意見を尊重しつつ検討が進められ、必要な措置が講じられるものと考えている。

弁護士情報の利用の容易化については、「制度の概要」で述べたとおり、弁護士会において既に取組が進められているところであるが、司法制度改革審意見書で「個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化」「弁護士広告の原則自由化に関し、弁護士の専門分野や実績等についても広告対象として認める方向で検討を加え、必要な措置を講じるべきである。」「懲戒処分の過程・結果等に関する公表の拡充」等とされており、今後も、引き続き、弁護士会等において、同審議会意見を尊重しつつ、必要な取組が行われるものと考えている。

担当局課室等名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
---------	-------------------

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	個人2件
項目	資格士業（行政書士，司法書士，税理士等）の統合・相互参入		
意見・要望等の内容	現在の法律業8士は、その業務の範囲が細分化されているため、1人の士がすべての資格を持っている希な場合以外は、国民の依頼に対応することができない状態にあるので、各隣接士業の相互参入か類似士業の統廃合を行ってほしい。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士法において、弁護士でない者が、報酬を得る目的をもって、法律事件に関する法律事務を行うことを業とすることを禁止している（罰則あり）。		
計画等における記載の状況	【 -1- - 】【別添2】 司法書士及び弁理士の訴訟代理等については、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、司法サービスへのアクセス向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずる。		
対応の状況	一部措置済・措置予定 措置済 措置予定	一部検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
	(実施(予定)時期：平成14年度)		

(説明)

この問題は、法曹人口の大幅増員や弁護士制度の在り方等とも関連する論点であり、司法制度改革審議会意見において、「訴訟手続において、隣接法律専門職などの有する専門性を活用する見地から、司法書士への簡易裁判所での訴訟代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。また、簡易裁判所の事物管轄を基準として、調停・即決和解事件の代理権についても、同様に付与すべきである。弁理士への特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている場合に限る。）での代理権については、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、これを付与すべきである。税理士について、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述する権限を認めるべきである。行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士など、その他の隣接法律専門職種などについては、その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる。」とされており、このうち、税理士については、既に立法がされたところであり、司法書士及び弁理士については、第154回国会に、規制改革推進3か年計画及び上記審議会意見に沿った内容の法案が提出されている。その他の隣接法律専門職については今後、同審議会意見及び司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って所要の措置が講じられる見込みである。

また、隣接・類似資格の統合については、慎重に検討を進めていくべきものと思料する。

担当局課室等名 法務省大臣官房司法法制部司法法制課

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	在日米国商工会議所	
項目	弁護士・依頼者間の秘匿特権の明確化			
意見・要望等の内容	明確に明示された弁護士・依頼者間の情報秘匿特権を創設すべきである。			
関係法令	弁護士法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法において、弁護士又は弁護士で在った者は、法律に別段の定めがある場合を除き、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う旨規定している（弁護士法第23条）。 ・ 民事訴訟法及び刑事訴訟法において、弁護士又は弁護士の職に在った者は、職務上知り得た他人の秘密に関する事実について証言を拒絶することができる旨規定している（民事訴訟法第197条第1項第2号、刑事訴訟法第149条）。 ・ 刑事訴訟法において、弁護士又は弁護士の職に在った者は、業務上委託を受けたことにより保管し又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒絶することができる旨規定している（刑事訴訟法第105条）。 ・ 民事訴訟法において、弁護士又は弁護士の職に在った者は、職務上知り得た他人の秘密に関する事実が記載されている文書の提出を拒絶することができる旨規定している（民事訴訟法第220条第4号）。 ・ 刑法において、弁護士又は弁護士の職に在った者が、職務上知り得た他人の秘密を漏らしたときは、刑事罰に処せられる（刑法第134条。6月以下の懲役又は100万円以下の罰金）。 			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>弁護士の守秘特権については、「制度の概要」で述べたとおり、我が国においても、弁護士法第23条、民事訴訟法第197条第1項第2号、同法第220条第4号、刑事訴訟法第105条、同法第149条、刑法第134条等により、既に明文化されている。</p>				
担当局課室等名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	インターネットによる公告掲載			
意見・要望等の内容	インターネットによる公告掲載現在商法上官報又は日刊新聞紙に限られている公告の方法に関して、インターネットを利用する方法も認めることとすべきである。			
関係法令	商法第166条第4項等	共管	該当なし	
制度の概要	商法で株式会社が公告すべき場合として定められている場合においては、株式会社はあらかじめ定款で定めた官報又は日刊新聞紙による方法により、公告を行わなければならない。			
計画等における記載の状況	1(3)ウ			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 本要望については、平成13年4月18日の法制審議会会社法部会による商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案において、インターネット等による電子公告の導入が掲げられているところであり、各種の公告のうち商法第283条所定のいわゆる決算公告に関しては、平成13年11月28日に公布された商法等一部改正法(平13法128)においてインターネットを利用して行う方法が新たに認められた。 しかしながら、決算公告以外の株式会社が行う公告に関しては、電子公告の実施主体等について問題があることから、平成14年1月16日に法制審議会会社法部会で決定された商法等の一部を改正する法律要綱案においては手当てが見送られたが、今後引き続き必要な検討を行う予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国	
項目	少数株主の株式強制買取制度及びキャッシュアウト・マージャーの導入			
意見・要望等の内容	<p>子会社を設立する上で、すべての株主に対して同一条件で株式を買い付けることを条件として、株式買付に反対する少数株主の有する株式を現金等で強制的に買い取ることを許容する強制株式買取制度を創設する。</p> <p>消滅会社の株主に対し、存続会社または新設会社の株式に代えて現金等を交付する形態の合併制度を創設する。</p>			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要	要望に係る制度は、商法上、設けられていない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) については、既に創設された株式交換制度を利用することにより、同様の結果を達成することが可能である。 に関しては、少数株主の保護に関して慎重な検討が必要である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	商法改正プロセスに対する外国企業及び法律関係者の参加		
意見・要望等の内容	<p>商法改正に当たり、外国の法律専門家や企業の代表者が法制審議会会社法部会にオブザーバーとして参加できる資格を与えるなど、これらの者に国内の企業及び法律関係者に与えられているのと同様の商法改正への意見表明の機会を提供すべきである。</p> <p>商法改正に関する提言を準備中の審議会が提言をまとめる前にパブリック・コメントを募集することを確保すべきである。</p>		
関係法令 制度の概要		共管	なし
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 規制に関する要望事項ではない。 なお、商法改正に当たっては、日本国内外の意見を適宜採り入れているところであり、また、法制審議会が改正試案等を取りまとめるに当たっては、パブリック・コメントを実施している。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	子会社による親会社株式保有規制の撤廃			
意見・要望等の内容	子会社による親会社株式保有規制を撤廃すべきである。			
関係法令	商法第211条ノ2	共管	なし	
制度の概要	子会社による親会社株式の取得は、一定の場合を除き、禁止されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>金庫株の解禁等に係る商法等の一部改正法(平成13年法律第79号)は、会社がその自社株を取得することを一定の要件の下に原則として認めたが、子会社による親会社の株式の取得の禁止については、従来どおりの規制を残すこととし、一般的に認めることとはしなかったが、それは以下の理由によると考えられる。</p> <p>改正法は、自己株式の取得につき目的規制は廃止したものの、財源規制は維持している。したがって、子会社による親会社株式の取得を認めることとするときは、それが親会社の会社財産の維持を損なうことがないように、親会社の財産状況に応じた財源規制を設けることが必要になる。特に、親会社が発行する新株を子会社が引き受けて取得するときは、親会社の資本の空洞化が生じるおそれがある。しかしながら、現実には、一つの親会社の下に多数の子会社が存在するような場合を考えると、すべての子会社について、親会社の配当可能利益の範囲内で授権決議ができることとするときは、結果として、過剰な親会社の株式の取得を認めることになってしまうおそれがある。</p> <p>親会社自身の自己株式取得については、資本の欠損が生じた場合に、その会社の取締役が責任を負うこととされている(新法第210条ノ2)が、子会社の取締役に、どのような要件の下に、どのような責任を負わせるのが相当かという困難な問題がある。仮に適切な取得規制を設けることができたとしても、子会社の取得した親会社株式の処分に関しては、新株発行と同様の手続規制を設けることができず、一般的な処分方法を規定することもできないため、子会社を経由することにより、親会社の株式が不当な価格により処分される危険性等を完全に排除することができない。</p> <p>以上の諸問題の解決は極めて困難であり、本要望については措置困難である。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	非課税の株式交換の外国会社への適用		
意見・要望等の内容	外国会社を一方当事者とするような株式交換を認めることとすべきである。		
関係法令	商法第352条等	共管	該当なし
制度の概要	商法に基づいて株式交換契約を締結することができる当事者は、我が国の商法に基づいて設立された会社に限られる。		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 外国会社との間の株式交換に関しては、その実施により一方の会社の株主が強制的に国外に所在する他方の会社の株主とされるため、株主保護の見地から問題が多い。 また、比較法的に見ても、外国会社との間で組織法上の行為をすることができるとする法制は少ない。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	関西経済連合会、米国	
項目	ITを利用した株主総会における議決権行使			
意見・要望等の内容	インターネットを用いた議決権行使を認めるべきである。			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	1(3)ウ			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 平成13年11月28日公布の商法等一部改正法(平13法128)により措置済み				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	関西経済連合会、米国	
項目	株主総会招集通知の電子化			
意見・要望等の内容	株主総会の招集通知の送付方法として電子メールによる送付の方法を認めるべきである。			
関係法令	商法第232条	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	1(3)ウ			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 平成13年11月28日公布の商法等一部改正法(平13法128)により措置済み				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	レストリクテッド・ストック・プランの導入			
意見・要望等の内容	米国で認められているレストリクテッド・ストック・プランを我が国の公開会社でも導入できるようにすべきである。			
関係法令	商法	共管	財務省	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>従来はストック・オプションの譲渡は一律に禁止されていたところであるが、平成13年の臨時国会で成立した商法等の一部改正法(平成13年法律第128号)により、ストック・オプション(新株予約権)の譲渡禁止を解除することが認められることとなった。</p> <p>また、同改正法により、普通株式への転換予約権付の償還株式(譲渡を強制償還事由とするもの)の発行も認められるようになった。</p> <p>したがって、新株予約権や上記の普通株式の転換予約権付の償還株式などを利用することにより、少なくとも商法上は、米国で認められているレストリクテッド・ストック・プランと同様の効果を有する制度を我が国の公開会社に導入することについて、特に障害は存しなくなったものと考えられる。</p> <p>なお、公開会社が譲渡制限株式を発行できないのは、そもそも商法によって課された規制ではない。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	トラッキング・ストック発行要件の法制化			
意見・要望等の内容	商法にトラッキング・ストックの発行に関する明文規定を設けるべきである。			
関係法令	商法、証券取引法	共管	金融庁	
制度の概要				
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 平成13年11月28日公布の商法等一部改正法(平13法128)により措置済み				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	商法におけるコーポレート・ガバナンス規制の見直し		
意見・要望等の内容	<p>会社が監査役制度に代わって社外取締役が過半数を占める監査委員会を設置することを選択することを認めるべきである。</p> <p>会社に社外取締役を最低1名導入することを義務付ける場合には、その対象は、すべての大会社ではなく、上場会社に限られるべきである。</p>		
関係法令	商法	共管	なし
制度の概要	該当制度なし		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期：平成14年の通常国会に法案提出予定)			
(説明) 平成14年の通常国会に法案提出予定。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	全国地方銀行協会	
項目	法定準備金取崩しによる配当財源確保等の際の債権者保護手続の簡素化			
意見・要望等の内容	法定準備金の取崩しを行う際に必要とされる債権者保護手続の内容を簡素化すべきである。特に預金者など多数の債権者を抱える銀行には債権額などに応じ個別催告の送付を省略できる場合を認めるべきである。			
関係法令	商法第289条、第376条、銀行法	共管	財務省	
制度の概要	法定準備金の取崩しを行うためには知れたる債権者に個別に催告を送付するなどの債権者保護手続が必要とされている。			
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 法定準備金は、資本金と同様、債権者保護のために社内に留保されているものであり、その取崩しを行うための債権者保護手続を減資の場合の債権者保護手続よりも大幅に簡素化することについては、問題が存する。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	EU	
項目	商法の透明性の向上			
意見・要望等の内容	M & A に適用されるルールを中心に、商法の明確性を高めるべきである。			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 要望の具体的な内容が不明である。 なお、合併、株式交換、会社分割等につき、既に商法改正を行ったところである。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	企業統治の在り方			
意見・要望等の内容	コーポレート・ガバナンスに関する制度の改善にあたっては、労働組合や従業員を含むステークホルダーの利益の確保や意思反映がされるべきであり、監査役を置く会社にあつては監査役のうち1名以上、社外取締役などから構成される監査委員会を設置する会社にあつてはその構成員のうち1名以上は、労働組合代表ないし従業員代表とすべきである。			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	1(3)イ			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 本要望は、会社にとって規制を強化する方向の制度化を求めるものである。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	株主代表訴訟における株主要件の限定に反対			
意見・要望等の内容	株主代表訴訟を提起できる株主を対象行為時の株主に限定することに反対する。			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要	要望に係る制度は、商法上、設けられていない。			
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) いわゆる株主代表訴訟の合理化等に関する商法等の一部改正法(平成13年法律第149号)の国会審議の過程で、株主代表訴訟を提起できる株主の範囲に限定を加える旨の原案規定は、修正により削除されている。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	株主総会特別決議事項の定足数の見直しについて慎重に検討すべきこと			
意見・要望等の内容	商法改正に当たり、株主総会の特別決議事項の定足数要件を、現行の商法規定より緩和することに関しては、慎重に検討すべきである。			
関係法令	商法	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 本要望に関しては、商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案に対するパブリック・コメント及び法制審議会における議論を踏まえた上で、平成14年の通常国会に提出予定の商法等一部改正法案において、特別決議事項の定足数を議決権総数の過半数からその3分の1に引き下げる旨の措置を講じる予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本労働組合総連合会	
項目	会社運営の電子化に際しての選択制や本人の同意の必要性			
意見・要望等の内容	会社運営の電子化に際しては、デジタル・デバイドの問題を考慮して、電子的手段と書面との選択制や本人の同意の必要性などを商法の規定に盛り込むべきである。			
関係法令	商法第175条第5項(平13法128による改正後)等	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 本要望については、平成13年の臨時国会において成立した商法等一部改正法(平成13年法律128号)において措置済みである。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	日本自動車工業会	
項目	単元未満株主の共益権			
意見・要望等の内容	単元未満株主には共益権を付与しないこととすべきである。			
関係法令	商法第221条	共管	なし	
制度の概要	単元未満株主は、株主代表訴訟提起権など1株以上の株式を有する株主に付与されている単独株主権をすべて有するものとされている。			
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 単元未満株主は、端株主と異なり、1株以上の完全な株式を有するものであり、株主代表訴訟提起権など1株以上の株式を有する株主に付与されている単独株主権をすべて有すべきことは当然である。また、単元未満株主による濫訴的な株主代表訴訟の提起が頻発しているなどの弊害も現時点では特に生じておらず、現時点では特にこの点に関して措置すべき強い必要性があるとは思われない。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国、カナダ	
項目	コーポレート・ガバナンス			
意見・要望等の内容	コーポレート・ガバナンスに関する商法改正に当たり、大量の株式持合い関係にある企業又は系列企業の従業員又は元従業員は「社外取締役、の定義から除くべきである。			
関係法令	法第188条第2項（平13法149による改正後）	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 平成13年の臨時国会で成立した商法等一部改正法（平成13年法律第149号）により、現に対象会社の子会社の取締役又は使用人である者、又は過去対象会社の子会社の取締役又は使用人であった者は、「社外取締役」の定義から除かれた。なお、社外取締役かかる社外取締役に期待されている機能からみて、必ずしも適当であるとは考えられない。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	現物出資財産についての弁護士の価格の相当性に関する証明制度の見直し		
意見・要望等の内容	現物出資等がなされた際に出資対象不動産の価格の相当性を証明できる者として、現行法の弁護士のほかに重役会議を加えるべきである。		
関係法令	商法第168条第1項、第173条第3項	共管	なし
制度の概要	現物出資がなされた際に出資対象不動産の価格の相当性を証明できる者として、現行法の弁護士のほかに重役会議を加えるべきである。		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成14年の通常国会に提出予定の商法等一部改正法案において、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充し、監査法人、公認会計士、税理士等が財産の価格の証明を行うことを認める旨の改正を行う予定である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	取締役会の決議方法		
意見・要望等の内容	電話会議や書面による全員の同意表明等による取締役会の決議を認めることとすべきである。		
関係法令	商法第260条ノ2	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 電話の方法による取締役会の開催については、これを認める方向で現在検討中である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国	
項目	株主代表訴訟制度			
意見・要望等の内容	株主代表訴訟制度に関して、取締役の責任軽減を容易にする措置を講じるべきではなく、株主代表訴訟制度に関するいかなる改正も取締役の説明責任の原則を損なうものではないことを確保する。			
関係法令	商法第266条等	共管	なし	
制度の概要				
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 本要望に関しては、商法等一部改正法(平成13年法律第149号)により改正済み。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	会計基準		
意見・要望等の内容	国際的に認められている会計基準の採用における最近の進展を国際的に認められた監査基準に即した外部監査によって、そのような基準を厳密に実施することで補完すべきである。		
関係法令	商法	共管	金融庁
制度の概要			
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 公認会計士など会計監査に携わる専門家や企業等の関係者の自主的努力によって対応すべき問題である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	外国企業への法定代理人の義務付け		
意見・要望等の内容	外国企業への法定代理人の義務付けを行わないようにすべきである。		
関係法令	商法第479条	共管	なし
制度の概要	外国会社が日本において継続的に取引を行うときは、日本における代表者と営業所を設置しなければならない。		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成14年の通常国会に、外国会社が日本において継続的に取引を行う場合における営業所の設置義務の撤廃等を内容とする商法等の一部改正法案を提出する予定である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	ストック・オプション		
意見・要望等の内容	ストック・オプションの限度枠、付与対象者、譲渡禁止に関する規制を撤廃すべきである。		
関係法令	商法第280条ノ19以下等	共管	なし
制度の概要			
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成14年4月1日)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成13年11月28日公布の商法等一部改正法(平成13年法律第128号)により措置済み。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	取締役の選任に関する種類株式の発行解禁		
意見・要望等の内容	各クラスの株主にそれぞれクラス毎に定められた一定数の取締役の選任権を与えるような形の種類株式の発行を解禁すべきである。		
関係法令	商法第222条	共管	なし
制度の概要	取締役の選解任について内容の異なるような種類株式を発行することは認められていない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 平成14年の通常国会に提出予定の商法等一部改正法案において措置を行う予定である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	米国
項目	議決権なき種類の株式の発行枠に関する規制緩和		
意見・要望等の内容	少なくとも株主の同意が存する場合には無議決権株式の発行枠に関する制限を撤廃すべきである。		
関係法令	商法第242条第3項	共管	
制度の概要	無議決権株式は会社の発行済株式総数の3分の1を超えて発行することができないものとされている。		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 本要望については、平成14年の通常国会に、無議決権株式の発行枠を会社の発行済株式総数の3分の1から2分の1に引上げる旨等を盛り込んだ商法等の一部改正法案を提出する予定である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	関経連・オリックス
項目	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用の拡大		
意見・要望等の内容	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用を一般化し、中小企業の株式等への投資を目的とする組合以外についても同法の適用を受けられるようにすべきである。		
関係法令	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律、商法第535条以下等	共管	経済産業省
制度の概要	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の適用において、中小企業の株式等への投資を目的とする所定の要件を充足した組合については、組合の一種として課税主体とならない旨の税法上の取扱いがなされる一方で、私法上、法人格がなくとも登記適格を認めるなど、その取引の円滑化や取引の相手方の保護などの措置が講じられている。		
計画等における記載の状況	記載なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 本要望については、平成13年12月11日の総合規制改革会議による規制改革の推進に関する第一次答申において、平成14年度中に、合理的かつ健全な事業組織形態の在り方についての、税法上の取扱いと併せて、私法上の問題点の整理と検討を開始することとされており、これを受けて、平成14年度中に、各界からの様々の指摘を勘案しつつ、私法上の問題点について必要な研究と検討を開始することとしている。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	法務関係	意見・要望提出者	経団連・関経連・リース事業協会・オリックス	
項目	流動化における「事後設立」に係る規制緩和			
意見・要望等の内容	資産流動化を図るための新設会社について、事後設立の場合に規定されている検査役による調査や専門家による証明書の取得についての義務付けの撤廃			
関係法令	商法第246条第2項、資産の流動化に関する法律第61条第1項但書・第2項	共管	金融庁	
制度の概要	資産流動化を図るための新設会社を含め、会社がその成立後2年以内にその成立前から存在する財産を営業のために利用するとき、その財産を資本の20分の1以上に当たる対価によって取得する場合には、その財産取得契約を調査するために裁判所に検査役の選任を請求することが必要とされている。ただし、一定の財産については専門家による証明書があれば、かかる検査役調査を要しない旨が定められている。			
計画等における記載の状況	記載なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>1. 資産流動化スキームを規律するための法令としては、既に「資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)」が存在しているところ、同法は、第61条第1項ただし書で、資産流動化計画への記載を条件として、資産流動化を図るための特定目的会社については事後設立規制の対象外としている。なお、同法は、平成12年法律第97号による改正で、特定目的会社が借入方式で資金調達を行うことも解禁するなど、その適用対象を大幅に拡充している。</p> <p>2. 検査役調査制度に関しては、「資産流動化を図るための新設会社」のみについて、商法上一律に事後設立規制の対象外とすることは、そのこと自体の合理性に疑問があるだけでなく、「資産流動化を図るための」新設会社とそうでない新設会社とを区別することも困難であるので、かかる措置を講じることは困難である。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	高知県議会	
項目	法曹人口の大幅増員等			
意見・要望等の内容	法曹人口の増加、 裁判官の任用について意見を述べる制度の確立、 陪・参審制度の導入を図るべきである。			
関係法令	司法試験法、裁判所法	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ について 司法試験合格者は、平成11年度は1,000人程度に増加されている。 ・ について 陪審制は、国民から選ばれた陪審員が事実認定を行う制度であり、我が国においても刑事事件に関する陪審制を定めた陪審法（大正12年法律第50号）が昭和3年10月1日から施行されたが、昭和18年4月1日に同法の施行が停止された。 			
計画等における記載の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ について a 司法試験の合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映しつつ、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。 b 更なる法曹人口の大幅増員については、司法制度改革審議会の、中間報告において「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。 			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中（ 、 について）		
	措置予定	具体的措置の機中（ について）		
	（実施（予定）時期： ）			

(説明)

について：

司法制度改革審議会は、平成13年6月12日、同審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者を1、200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1、500人を達成することを目指すべきである。法科大学院を含む新たな法曹養成制度の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者数の年間3、000人達成を目指すべきである。」とし、政府は、同月15日、同審議会意見を最大限尊重して改革に取り組む旨の閣議決定をしたところである。これを受け、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定した。

政府は、同年12月1日、司法制度改革推進法に基づき、内閣に、全閣僚からなる司法制度改革推進本部を設置するとともに、平成14年3月19日、司法制度改革審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し、政府が講ずべき措置を明らかにする「司法制度改革推進計画」を閣議決定したところであって、同計画では、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3、000人程度とすることを目指す。」、「現行司法試験の合格者数を、平成14年に1、200人程度に、平成16年に1、500人程度に増加させることとし、所要の措置を講ずる。」としているところである。

今後、この閣議決定に従って、所要の検討・措置が講じられる見込みである。

について：

司法制度改革審議会は、同審議会意見において、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである、としたところである。

政府は、上記のとおり、「司法制度改革推進計画」を閣議決定したところであるが、同計画では、「最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備することについて、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。」としているところである。

今後、この閣議決定に従って、所要の検討・措置が講じられる見込みである。

について：

司法制度改革審議会は、国民の司法参加に関し、陪審制・参審制を含めてその在り方を検討した結果、同審議会意見において、刑事訴訟手続のうち、法定刑の重い重大犯罪に係る事件について、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（裁判員制度）を導入すべきであるとしたところである。

政府は、上記のとおり、「司法制度改革推進計画」を閣議決定したところであるが、同計画は、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」として、「司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、刑事訴訟手続において広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（いわゆる裁判員制度）を導入することとし、所要の法案を提出する（平成16年通常国会を予定）。」としているところである。

今後、この閣議決定に従って、所要の検討・措置が講じられる見込みである。

担当局課室等名

大臣官房司法法制部

【様式】

【法務省】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	高知市議会	
項目	陪審制度の改良、復活			
意見・要望等の内容	国民の司法参加の形態については、陪審制度が採用されるべきである。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	陪審制は、国民から選ばれた陪審員が事実認定を行う制度であり、我が国においても刑事事件に関する陪審制を定めた陪審法（大正12年法律第50号）が昭和3年10月1日から施行されたが、昭和18年4月1日に同法の施行が停止された。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>司法制度改革審議会は、国民の司法参加に関し、陪審制を含めてその在り方を検討した結果、平成13年6月12日に取りまとめた同審議会意見において、刑事訴訟手続のうち、法定刑の重い重大犯罪に係る事件について、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（裁判員制度）を導入すべきであるとしたところである。</p> <p>政府は、同月15日、同審議会意見を最大限尊重して改革に取り組む旨の閣議決定をし、同年12月1日、司法制度改革推進法に基づき、内閣に、全閣僚からなる司法制度改革推進本部を設置するとともに、平成14年3月19日、司法制度改革審議会意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基盤の整備に関し、政府が講ずべき措置を明らかにする「司法制度改革推進計画」を閣議決定したところである。同計画は、「刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入」として、「司法制度改革審議会意見が制度設計に関して具体的に提言しているところを踏まえ、刑事訴訟手続において広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度（いわゆる裁判員制度）を導入することとし、所要の法案を提出する（平成16年通常国会を予定）」としているところである。</p> <p>今後、この閣議決定に従って、所要の検討・措置が講じられる見込みである。</p>				
担当局課室等名	大臣官房司法法制部			

【様式】

【法務省】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	米国、カナダ
項目	法曹人口の大幅増員等		
意見・要望等の内容	早急に司法試験合格者を最低でも年に1500人に増加させ、合格者を年に3000人に増加させる計画を策定するなど、法曹人口の増加を速やかに実施する。		
関係法令	司法試験法、裁判所法、弁護士法	共管	なし
制度の概要	司法試験合格者数は平成9年度700人程度であったところ、平成10年度は800人程度に、平成11年度以降は1,000人程度に増加されている。		
計画等における記載の状況	<p>a 司法試験の合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映しつつ、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、早急に結論を得て、所用の措置を講ずる。</p> <p>b 司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討については、司法試験合格者数の1,500人への増加問題についての検討の一環として、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。</p> <p>c 更なる法曹人口の大幅増員については、司法制度改革審議会の、中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	その他
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>司法制度改革審議会意見において、「平成14年の司法試験合格者数を1,200人程度とするなど、現行司法試験の合格者数の増加に直ちに着手することとし、平成16年には合格者数1,500人を達成することを目指すべきである。法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。」とされたことを踏まえ、司法試験管理委員会は、平成13年11月9日、平成14年度以降の司法試験について、司法制度改革審議会意見を最大限尊重することを決定したところであり、今後更に司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従って所要の措置が講じられる見込みである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	全国青年社会保険労務士連絡協議会	
項目	弁護士報酬の見直し			
意見・要望等の内容	国民を司法サービスから遠ざけている最大の原因は弁護士報酬の高額さにあるので、是正すべきである。			
関係法令	弁護士法	共管	なし	
制度の概要	弁護士法において、弁護士会及び日本弁護士連合会の会則に「弁護士の報酬に関する標準を定める規定」を定めなければならないとしている。			
計画等における記載の状況	【別添2(1)】 弁護士について、司法制度改革審議会の審議結果をも踏まえ、報酬規定を会則記載事項から削除する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:平成15年度)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) この問題は、弁護士制度の在り方とも関連する論点で、司法制度改革審議会意見において、「弁護士報酬の透明化・合理化の見地から、例えば、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底を行うべきである。」とされており、今後、同審議会意見及び司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に従って所要の措置が講じられる見込みである。				
担当局課室等名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課			

【様式】

【法務省】

分野	法務関係	意見・要望提出者	経団連
項目	産業戦略に沿ったタイムリーな知的財産権の取得・活用		
意見・要望等の内容	知的財産権を尊重する風土を醸成するシステムの構築に向けて、例えば、特許裁判の専属管轄化など、改革をさらにすすめるべきである。		
関係法令	民事訴訟法第6条	共管	なし
制度の概要	特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作権の権利に関する訴えは、被告の普通裁判籍所在地等を管轄する裁判所のほか、東京地方裁判所・大阪地方裁判所にも競合的に訴えを提起することができる。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 司法制度改革審議会意見においては、知的財産権関係事件への総合的な対応強化の方策の1つとして、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所として」機能させるため、特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件の東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を含め、裁判所の専門的処理体制を一層強化するべきである旨提言されている。 政府は、この提言を踏まえ、民事訴訟法の見直しについて検討を行っている。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	14 法務関係	意見・要望提出者	個人
項目	特任検事（検察庁法第18条第3項に基づき任命された検事）及びその出身者に対する弁護士資格の付与		
意見・要望等の内容	特任検事として3年以上の職務経験がある者に対しては、法曹資格、とりわけ弁護士資格を付与してほしい。		
関係法令	弁護士法	共管	なし
制度の概要	弁護士となる資格を有する者は、原則として司法修習生の修習を終えた者に限られ、法律学の教授・助教授経験者等の例外はあるものの、特任検事経験者に対しては弁護士となる資格は与えられていない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 特任検事経験者に対する法曹資格の付与については、司法制度改革審議会意見において、「特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の有する専門性の活用等を検討し、少なくとも、特任検事へ法曹資格の付与を行うための制度整備を行うべきである。」とされており、今後、同審議会意見及び司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）に従って所要の措置が講じられる見込みである。			
担当局課室等名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課		

【様式】

【法務省】

分野	金融	意見・要望提出者	社団法人リース業協会
項目	債権譲渡登記制度の拡充		
意見・要望等の内容	債権譲渡登記を経由することによって、債権譲渡の債務者対抗要件も具備できるようにすること。		
関係法令	民法第467条、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条	共管	
制度の概要	民法は、指名債権譲渡の対抗要件につき、債務者に対しては、当該譲渡の通知又は債務者の承諾を、債務者以外の第三者に対しては、その通知又は承諾が確定日付ある証書をもってなされることを、それぞれの対抗要件と定めている（同法第467条）。債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律により、法人がする金銭債権の譲渡につき、債権譲渡登記を経由することにより、第三者対抗要件を具備することが可能となった（同法第2条第1項）が、債務者対抗要件を具備するためには、なお、債務者への譲渡の通知又は債務者の承諾が必要とされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 債権譲渡の債務者対抗要件の機能は、債務者に自己の弁済先を確知させて二重弁済の危険を防止することと、債務者が自己の抗弁をいつまで対抗できるかを明らかにしてその抗弁を保護することにある。したがって、債務者対抗要件が有するこれらの機能を果たさせるためには、債務者に債権譲渡の事実を認識させることが不可欠であるから、債務者が全く関与しない債権譲渡登記を経由することによって、債権譲渡の債務者対抗要件も具備できるようにすることは、債務者の利益を害することになって妥当ではない。			
担当局課室等名	民事局参事官室、商事課		

【様式】

【法務省】

分野	金融	意見・要望提出者	関経連、リース事業協会、オリックス株式会社	
項目	出資法第1条（出資金の受入の制限）及び第2条（預り金の禁止）			
意見・要望等の内容	出資法第1条を撤廃し、第2条については預り金の定義を明確にする等の改廃を行う。			
関係法令	出資法第1条及び第2条	共管	金融庁	
制度の概要	<p>第1条：不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれを超える金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入をしてはならない。</p> <p>第2条：他の法律に特別の規定がある者を除き、何人も業として預り金をしてはならない。該当なし</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
（説明） 出資法第1条の規制対象となっている出資金とは、本来、全額の払い戻しが保証されないことを本質としているものと解されており、また、同法第2条の「預り金」については、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、「預金、貯金又は定期積金の受入れ」若しくは「社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」と規定されており、処罰の対象から、「他の法律に特別の規定のある者を除く」こととされている。いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法第1条及び第2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに第1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。				
担当局課室等名	刑事局刑事課			

【様式】

【法務省】

分野	金融関係	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）の運用等について			
意見・要望等の内容	オペレーティング・リース債権などの取扱いを対象債権として明確化すること リース債権の回収等について帳簿書類の具体的な記載方法を明確化すること サービサーが、リース物件の引き揚げ・売却処分することを可能とすること			
関係法令	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条、第20条、第12条、同法施行規則第15条	共管	警察庁	
制度の概要	<p>債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条により、サービサーが取り扱える債権（特定金銭債権）の種類が法定されている。</p> <p>法定帳簿の記載事項については、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条に規定されている。</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法第12条により、法務大臣の承認を得ることにより、債権管理回収業以外の業務（兼業）が許容されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 現行債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）第2条により、サービサーが取り扱える債権（特定金銭債権）の種類が法定されており、リース債権については第2条1項4号に規定されている。 法定帳簿の記載事項については、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条に規定されている。また、当省主催の説明会などでも適宜説明している。 債権管理回収業に関する特別措置法第12条により、法務大臣の承認を得ることにより、一定の兼業が許容されている。リース物件の引き揚げ等の業務についても承認した例がある。				
担当局課室等名	大臣官房司法法制部審査監督課			

【様式】

【法務省】

分野	金融・証券・保険	意見・要望提出者	都銀懇話会	
項目	普通銀行による社債の売出發行の解禁			
意見・要望等の内容	普通銀行においても、長期信用銀行が発行する金融債のように、売り出し方法により社債を発行することができるようにするべきである。			
関係法令	銀行法、商法第 301 条、第 302 条	共管	金融庁	
制度の概要	長期信用銀行は、商法の規定による公募及び総額引受のほか、長期信用銀行第 11 条の規定による売出しの方法により社債を発行することができるが、普通銀行では、売出しの方法により債権を発行することができない。			
計画等における記載の状況	長期分離制度の将来について、また、銀行社債と金融社債との間の発行制度のイコールフットイングを図ることについて、検討を開始する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 普通銀行の社債の発行方法については、今後、所管省庁において検討されることになると思われるが、法務省においても、相談等があれば、必要に応じて対応することとしている。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【法務省】

分野	証券	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	社債等の振替決済制度の創設			
意見・要望等の内容	社債等について、振替決済機関を創設し、安全、効率的で、利便的な証券決済システムを確立すべきである。			
関係法令	なし	共管	金融庁	
制度の概要	社債については、社債等登録法により社債登録簿に登録することはできるが、口座振替により証券を決済することができるシステムはない。			
計画等における記載の状況	社債等について、その決済の迅速化及び確実化を実現するため、振替制度を創設する。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：第154回国会)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 第154回国会に、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案を提出し、短期社債等の振替に関する法律の一部を改正することにより、短期社債以外の社債等についても振替制度を導入する予定である。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【法務省】

分野	証券	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	C Pのペーパーレス化			
意見・要望等の内容	<p>現行のC Pは、約束手形であって、権利の発生及び移転には、証券の作成及び交付が必要とされ、約定日即日の決済を行うことができないため、機動的な資金調達を行うことを可能とするよう、C Pのペーパーレス化を図るべきである。</p>			
関係法令	手形法	共管	金融庁	
制度の概要	<p>現行のC Pは、約束手形であって、権利の発生及び移転には、証券の作成及び交付が必要である。</p>			
計画等における記載の状況	<p>券面を必要としないC Pの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加をえた検討結果を踏まえ、C Pのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) C Pのペーパーレス化を図るため、第 151 回国会において、短期社債等の振替に関する法律が制定された。				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	金融・保険・証券	意見・要望提出者	社団法人リ - ス事業協会	
項目	破産申立ての制限			
意見・要望等の内容	個人の場合、破産制度が悪用され、モラルハザードを起している。民事再生法が制定され、個人の再生手続が整備されたのであるから、破産宣告後も相応の収入が見込める個人に対しては、破産の利用を認めず、再生手続によるものとすべきである。			
関係法令	破産法・民事再生法	共管	なし	
制度の概要	現行法制では、破産、民事再生及び会社更生等の手続は、それぞれ独立した手続であり、申立人においてどの手続を求めるかを選択してその手続の開始を求めることができるものとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>小規模個人再生・給与所得者等再生の利用対象者（民事再生法第221条第1項、第239条第1項）であっても、収入額が少なく、最低弁済額や破産の場合の配当見込額以上の弁済をすることができない等認可要件を満たした再生計画を立てることができない場合には、小規模個人再生・給与所得者等再生を利のための唯一の手段となるから、その利用を制限することはできない。</p> <p>そうすると、小規模個人再生・給与所得者等再生の利用対象者のうち、破産免責手続の利用を制限すべきかどうかの検討の対象となるのは、認可要件を満たす再生計画を立てることが可能な程度の収入のあるに限られることになるが、このような者についても、破産免責手続の利用を制限することについては、次のような問題がある。</p> <p>まず、その者が給与所得者等再生の対象者以外のものである場合には、その将来の収入の額を確実に把握することが困難である。</p> <p>また、小規模個人再生や給与所得者等再生における最低弁済額等を算出するためには、個々の債権について債権調査を行い、その結果に基づいて債権の総額を確定する必要があるが、破産免責手続の開始前に債権調査を行い債権総額を確定することは不可能である。</p> <p>さらに、仮に小規模個人再生・給与所得者等再生の対象者のみについて、破産免責手続の利用を制限することとすると、認可要件を満たす再生計画を立てることが可能な程度の収入はあるが、無担保債権の総額が3000万円を超えるため、小規模個人再生・給与所得者等再生の対象者にはならない者は、破産免責手続を利用することができることとなり、憲法上の平等原則との関係が問題になりうる。</p> <p>以上のように、小規模個人再生・給与所得者等再生の利用対象者につき、破産免責手続の利用を制限することについては、理論上も実務上も、解決困難な問題がある。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	経団連、関経連
項目	借家契約終了の正当事由の明確化		
意見・要望等の内容	市街地再開発事業の施行並びに新耐震基準以前に建築された建物の耐震建物の建替えについて、借家契約終了の正当事由として認めるべきである。一定期間経過後の建物の建替え及び周辺建物との共同建替え等を行う場合には、一定の立退き料を支払えば借家人の立退きを強制できる等の措置を講じるべきである。老朽建物の建替えや、再開発地区計画・特定街区などの都市計画の決定を正当事由として明文化し、かつ既存契約への遡及を可能にすべきである。		
関係法令	借地借家法28条	共管	
制度の概要	家主が、期間の定めのある借家契約について契約の更新拒絶の通知をする場合又は期間の定めのない借家契約について解約の申入れをする場合、それぞれ通知又は解約の申入れに正当の事由があると認められる場合でなければすることができないとされている。正当事由の有無の判断に当たっては、家主及び借家人が建物の使用を必要とする事情、建物の借家契約に関する従前の経過、建物の利用状況、建物の現況、家主が財産上の給付をするという申出をした場合のその申出が考慮されることとされている。		
計画等における記載の状況	【記載なし】		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 借家契約の終了の際の正当事由について、建替え、市街地再開発事業の施行等を適切に反映した客観的な要件を定めることの可否、借家契約終了の際の家主から借家人に支払われる立退き料の位置づけ等に関する調査研究の方法について検討中である。 なお、正当事由の規定について仮に改正を行ったとしても、これを既存の借家契約に遡及して適用することは、契約締結時に当事者が予測していない不利益を及ぼすものであることから、困難である。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地 公共工事関係	意見・要望提出者	関経連
項目	事業用建物賃貸借における賃料増減請求権規定の撤廃		
意見・要望等の内容	私的自治の原則を尊重するため、事業用建物賃貸借における賃料増減請求権規定はその適用を除外すべきであり、かつ、これを既存契約にも遡及させるようにする。		
関係法令	借地借家法32条	共管	
制度の概要	<p>建物賃貸借における賃料増減請求権の規定は、契約当初に当事者が定めた賃料が、その後の事情変更により、不相当になる可能性があることから、この不相当を解消するために、当事者が、契約の条件にかかわらず、事情の変化に応じ、賃料が不相当になった場合には、その変化に応じて、相手方に賃料の増額請求をする権利を有することを規定するものである。規定上、事情の変化を示す要素として、土地・建物に対する租税その他の負担の増減、土地・建物の価格の価格の上昇・低下その他の経済事情の変動、周囲の同種の建物の賃料との比較が挙げられている。</p>		
計画等における記載の状況	【記載なし】		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>事業用建物賃貸借における賃料増減請求権規定の適用を除外するものとする借地借家法の改正を行うことは、事業用建物賃貸借においても上記のとおり契約当初に当事者が定めた賃料が、その後の事情変更により、不相当になる可能性があり、この不相当を解消する手段として当事者が賃料増減請求権を必要とする場合(地価下落に伴う賃料の減額)があることから、困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	生命保険協会、関経連
項目	普通借家から定期借家への切替えの解禁		
意見・要望等の内容	老朽化したビルの建替えや耐震改修工事のため、当事者の合意により既存借家契約を定期借家契約へ移行させることを認めるべきである。		
関係法令	借地借家法38条、良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条	共管	
制度の概要	借地借家法は借家について平成11年の法改正により契約期間の満了により終了する定期建物賃貸借（定期借家）を設けたが、同法施行前に締結された居住用建物の借家契約を定期借家契約へ移行させることは認められていない。		
計画等における記載の状況	【記載なし】		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第4条において、定期借地制度の施行状況を踏まえた検討と見直しが求められているところ、当事者の合意により、改正法施行前に締結された居住用建物の借家契約を定期借家契約へ移行させること（いわゆる切替え）を禁止する規定については、同規定を廃止して切替えを解禁すべきであるとの意見とともに、今後とも維持すべきであるとの意見もあることから、慎重な検討を要するところである。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	生命保険協会、関経連	
項目	定期借地の拡充			
意見・要望等の内容	<p>定期借地契約は契約期間が法定されているため制度普及の妨げとなっていることから、契約期間を貸主と借主の合意で自由に定められるようにすべきである。</p> <p>現在の定期借地は当事者の多様な要請に対応し切れていないことから、存続期間を30年とする事業用借地、建物譲渡特約の期間を15年・20年に早めたものや建物無償譲渡特約のできる建物譲渡特約付借地権など多様な定期借地を設けるべきである。</p>			
関係法令	借地借家法代 22 条、第 23 条、第 24 条	共管		
制度の概要	<p>借地借家法は、存続期間の満了により契約が終了する定期借地制度として、存続期間を50年以上とする一般定期借地、30年以上の期間の経過後に借地上の建物を借地人から地主に譲渡することをあらかじめ約束して借地する建物譲渡特約付借地、事業用建物を所有するために存続期間を10年から20年までの間で定める事業用借地の3つの形態を設けている。</p>			
計画等における記載の状況	【記載なし】			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>借地借家法は、借地関係の安定を図るため、存続期間が満了した場合にも原則として契約が更新される普通借地を原則とするものの、定期借地については、存続期間が満了した場合に契約を終了させても弊害が少なく当事者のニーズが強い上記3類型を、平成3年の改正により、新たに導入した。</p> <p>本要望のように定期借地の存続期間について法律上の要件を設けず当事者の合意のみに委ねた場合、普通借地を成立させる基盤が崩れ、定期借地しか供給されなくなるおそれがあるとともに、契約内容も借地人に不利な契約が強制されるおそれがある。また、事業用借地の存続期間を最長30年とした場合、事業目的の普通借地が供給されなくなるおそれがあり、さらに、建物譲渡特約付借地の存続期間の短期化や譲渡の無償化はいずれも借地人に不利な内容であり、弊害を生じうるものである。</p> <p>したがって、本要望のような措置を講ずることは困難である。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	連合
項目	短期の定期借家の存続の保護		
意見・要望等の内容	住まい手が選択の幅を拡大できる長期安定的な定期借家権が必要との観点踏まえ、存続期間が15年未満の定期建物賃貸借契約については正当事由制度により存続保護の対象とするよう検討を行うべきである。		
関係法令	借地借家法38条	共管	なし
制度の概要	定期借家は契約期間の満了により終了する借家契約であり、契約の締結に当たり、建物賃貸借について一定の契約期間を定めること、契約の更新がないこととする旨の特約を定めること、公正証書による等書面で契約をすること、契約の前に、賃貸人が、賃借人に対し、定期借家契約である旨を記載した書面を交付して説明することが要件とされている。なお定期借家についても契約終了後、合意により、再契約をすることは可能である。		
計画等における記載の状況	【記載なし】		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>定期借家は、契約期間の満了により契約が確定的に終了する借家契約であり、当事者の合意による再契約をすることは可能であるが、契約を更新することはできない。</p> <p>したがって、家主による契約の更新の拒絶に正当の事由を要するとする正当事由制度を定期借家に設けることは、契約期間の満了により契約が確定的に終了するという定期借家制度の趣旨を没却するものである。</p> <p>また、正当の事由がない限り再契約を義務付けるとすることは、定期借家を締結した当事者の意思に反する。したがって、本要望のような検討を行うことは困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	連合
項目	普通借家から定期借家への切替え禁止の維持		
意見・要望等の内容	借地借家法の改正前に契約された居住用建物の賃貸借については、更新及び合意終了等の際に、定期借家への切替えを認めるべきではない。		
関係法令	借地借家法38条、良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第3条	共管	
制度の概要	借地借家法は借家について平成11年の法改正により契約期間の満了により終了する定期建物賃貸借（定期借家）を設けたが、同法施行前に締結された居住用建物の借家契約を定期借家契約へ移行させることは認められていない。		
計画等における記載の状況	(記載なし)		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法附則第4条において、定期借地制度の施行状況を踏まえた検討と見直しが求められているところ、当事者の合意により、改正法施行前に締結された居住用建物の借家契約を定期借家契約へ移行させること(いわゆる切替え)を禁止する規定については、同規定を今後とも維持すべきであるとの意見とともに、廃止して切替えを解禁すべきであるとの意見もあることから、慎重な検討を要するところである。			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地、公共工事	意見・要望提出者	連合
項目	建替え決議の要件の見直し		
意見・要望等の内容	建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）の建替え決議の要件の見直しについては、区分所有者の多数決議のみとするのではなく、「老朽、損傷、一部の滅失その他の事由がある場合、とすべきであること。		
関係法令	区分所有法第62条第1項	共管	
制度の概要	区分所有法では、「老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、又は回復するのに過分の費用を要するに至ったとき」という要件を満たすときは、特別の多数決をもって、区分所有建物の建替え決議をすることができるものとされている（同法第62条第1項）が、この建替え決議の要件について、明確性を欠き、円滑な建替えの実施を阻害しているの見直しをすべきであるとの指摘がなされている。		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進3か年計画】</p> <p>マンション建替えについて、現行の区分所有法の問題点を整理し、見直しについての検討を進め、平成15年度通常国会に関係法案を提出。</p> <p>【改革工程表の規制改革（都市再生）の（1）】</p> <p>建替え要件の見直し等区分所有法の改正に向けた試案の公表。</p> <p>【改革工程表の規制改革（都市再生）の（2）】</p> <p>建替え要件の見直し等区分所有法の改正法案を平成14年秋までに作成。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>現在、法制審議会建物区分所有法部会において区分所有法の見直しを行っているところ、建替え決議の要件の見直しも検討課題の一つとされており、平成14年3月に中間試案を作成・公表し、同年秋までに区分所有法の改正法案を提出する予定で作業を進めている。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【法務省】

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	連合
項目	借地借家契約終了の正当事由の明確化		
意見・要望等の内容	借地借家法の正当事由制度については、解決申入れの個別事案ごとに貸主と賃借人の必要性を判断する制度は合理的であり、個別の事案に対して示された裁判所の判断を重視して規定の明確化を図るべきである。		
関係法令	借地借家法6条、28条	共管	なし
制度の概要	地主が、借地契約の更新について異議を述べるには、正当の事由があると認められる場合であることを要するとされている。また家主が、期間の定めのある借家契約について契約の更新拒絶の通知をする場合又は期間の定めのない借家契約について解約の申入れをする場合、それぞれ通知又は解約の申入れに正当の事由があると認められる場合であることを要するとされている。上記の正当事由の有無の判断に当たっては、地主（家主）及び借地人（借家人）が土地（建物）の使用を必要とする事情、借地（借家）に関する従前の経過、土地（建物）の利用状況（さらに借家の場合は建物の現況）地主（家主）が財産上の給付をするという申出をした場合のその申出が考慮されることとなっている。		
計画等における記載の状況	【記載なし】		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施（予定）時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>借地契約及び借家契約の終了の際の正当事由の規定の明確化については、平成3年の法改正により、裁判例等に基づいて、正当事由の有無の判断の考慮事情について、上記のとおり明確化が図られたところであり、現時点において、正当事由について、裁判所の判断を重視した規定の明確化は困難である。</p> <p>したがって、本要望のような検討を行うことは困難である。</p>			
担当局課室等名	民事局参事官室		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	運輸関係	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	日本籍船の登記・登録、海外譲渡、登録抹消等に係る手続の簡素化			
意見・要望等の内容	船舶の登記・登録の一元化及び変更時手続の一元化を図る。			
関係法令	船舶法、船舶登記規則	共管	国土交通省	
制度の概要	船舶登録事項と一致している船舶登記簿の表題部に関する事項について変更が生じた場合には、所有者が、管海官庁において変更登録を行った上、その船舶原簿の謄・抄本を添付して変更登録申請をすることとしている。			
計画等における記載の状況	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 事務の一元化までの間、国民の負担をできる限り軽減するための制度として、船舶登録事項と一致している船舶登記の表題部に関する事項について管海官庁に変更登録の申請があった場合に、管海官庁からの嘱託による変更登記の制度(嘱託制度)を採用する方向で、その具体的方法を検討中である。				
担当局課室等名	民事局民事第二課			

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	リース事業協会・関経連	
項目	新たな「国内MTN」の創設			
意見・要望等の内容	短期社債等の振替に関する法律第2条の期間を見直し、より長期間とするべきである。			
関係法令	短期社債等の振替に関する法律第2条	共管	金融庁	
制度の概要	<p>短期社債等の振替に関する法律は、短期社債について、社債に関する商法の特例を定めている。例えば、通常の奢侈についてはペーパー（現物の社債券）が発行されるが、短期社債については振替によるペーパーレスの決済がされる。また、通常の社債の募集には取締役会の決議を要するが、短期社債については、この決議は包括的なもので足りる。</p> <p>これらの特例が認められる「短期社債、は、社債のうち、払込みから償還までの期間が同法第2条第1項所定の期間（1年）未満であること等の要件を満たすものである。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
<p>（説明）</p> <p>短期社債等の振替に関する法律は、コマーシャル・ペーパー（CP）のペーパーレス化を図るため、CPと同じ商品性（金額、償還期間等）のある社債（短期社債）を念頭においている。同法の規定を、CPとは商品性の異なる中長期の社債について一律に適用すべきではない。例えば、中長期の社債については、ペーパーによる取引も行われていることから、一律にペーパーレスの決済を行うこととすると、現に行われている取引を規制することになる。また、中長期の社債の募集は、会社の財政や株主の利益に大きな影響を及ぼすことから、取締役会の決議を経なければ、会社や株主の利益を損なうこととなる。</p> <p>なお、第154回国会に提出予定の法律案においては、中長期の社債について、発行会社の選択によりペーパーレスの決済をすることができるようにすることとしている（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備に関する法律案）による「短期社債等の振替に関する法律、の一部改正」。</p>				
担当局課室等名	民事局参事官室			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長			
意見・要望等の内容	近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めることなどが必要。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法	共管	なし	
制度の概要	<p>乗員上陸許可は、我が国に一定の目的をもって在留資格を与えられて在留しようとする外国人の上陸手続の特例として、船舶等と共に移動するという乗員の特殊な地位を考慮して簡易な上陸手続により上陸が認められる制度の趣旨から長期間の上陸を認めるものではない。また、出入国管理及び難民認定法第16条第1項において、「休養、買い物その他これらに目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合において...乗員上陸を許可することができる。」こととされている。したがって、当該船舶が本邦内の港の間を30日を超える期間運航を行った後に本邦外の地域へ赴く予定である場合には、当該船舶が外国から直接本邦内の港にあるとき及び外国の港に向け出港する直前の港にあるときは、乗員上陸許可を認めることとしている。</p> <p>また、当該船舶がこれら港以外の港にある場合であっても、当該船舶が外国へ向け出港する予定の有無等個々の事情を斟酌して再度の乗員上陸許可を行っている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
乗員上陸許可制度は、入管法第16条において、外国人乗員が、船舶等の乗換え、乗組み、休養、買物、その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合に許可されると定められているところ、「マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可」については、運輸省からの弾力的な運用に関する申し入れを踏まえ運用しており、個々の事情を斟酌した上で許可を行っている。				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	外国人研修・技能実習制度の見直し		
意見・要望等の内容	技能検定を受け、在留資格を「特定活動」に変更し、技能実習が行える職種・作業の範囲を拡大すべきである。		
関係法令	出入国管理及び難民認定法、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	共管	なし
制度の概要	技能実習への移行の際の要件の1つとして、一定水準以上の技術等を修得したと認められる必要があるところ、評価制度が整備されているのは平成13年末現在59職種となっている。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:準備の整ったものから順次実施する。)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 技能実習対象職種・作業についてはこれまでも徐々に拡大されてきたところであり、平成5年の技能実習制度創設時には17職種であったのが、平成13年末現在では59職種になっている。 平成12年3月に策定した第2次出入国管理基本計画においては、「今後、関係省庁と協力し、技能実習により更に高度な技術等の修得を希望する研修生及び受入れ機関等の要望に、円滑かつ迅速に対応できるような方法について検討していく。」としており、今後とも技能実習対象職種・作業の拡大に取り組んでいく。			
担当局課室等名	入国管理局入国在留課		

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	外国人研修・技能実習制度の見直し			
意見・要望等の内容	深夜・夜間の研修を行う必要性が認められ、管理体制が整備されている企業については、外国人の研修の時間帯制限を緩和すべきである。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法	共管	なし	
制度の概要	外国人研修生の深夜（22時から翌朝5時）の研修は全く認めておらず、夜間（18時から22時）の研修も原則認めていないが、個別の事案に応じて例外的に認めている。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 我が国の研修制度は、国際貢献の一環として、我が国の技術、技能等を海外に移転することを目的として推進されているものであるところ、夜間・深夜における研修は日本人従業員の確保が困難な時間帯における労働力の確保を目的として行われるおそれがあり、また、人の生理的性質にかんがみ、技術、技能等を安全かつ効率的に修得するためには夜間・深夜における研修を実施することは適当でないことから、これまでどおり、原則として夜間・深夜における研修を認めることはできない。				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	外国人受入れのための環境整備			
意見・要望等の内容	当初から永住者の在留資格を与えて入国を認める移民政策についても、国民的合意をはかりつつ前向きに検討すべきである。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法第7条、第22条	共管	なし	
制度の概要	我が国に永住しようとする外国人は、我が国に相当期間在留し、素行が善良である等の所定の要件を満たす場合に、永住許可を得て「永住者」の在留資格を取得することが認められることが原則となっている。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>当初から永住者の在留資格を与えて入国を認める移民の受入れについては、平成元年法律第79号による入管法の改正により廃止したものであり、いわゆる単純労働者の受入れについてと同様に、我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、十分慎重に対応することが不可欠であり、このため、今後の我が国社会のあるべき姿を実現するために必要な外国人の受入れの範囲や受け入れた外国人に提供すべき処遇の問題などについて、社会のコンセンサス(注)を形成していくことが必要である。</p> <p>なお、既に我が国に滞在する外国人に対する永住許可については、現在は従前に比して相当程度緩和された取扱いを行っているが、今後とも、我が国社会の不可欠な一員となる外国人がより安定した地位をもって我が国に滞在できるよう、「永住者」あるいは「定住者」の在留資格の運用について検討していく方針である。</p> <p>(注) ちなみに、平成12年11月に内閣府が実施した「外国人労働者問題に関する世論調査」の結果を見ると、仮に外国人の単純労働者を受け入れることとした場合、「家族を呼び寄せて日本に永住することを認めても良い」とする者の割合が26.2%、「日本に永住することは認めない」とする者(正確には「日本への永住を認めるべきではないが、家族と同居する形で一定期間の滞在は認めてもよい」とする者と「あくまで本人の一定期間の滞在のみを認めるべきだ」とする者の合計)の割合は64.5%となっている。</p>				
担当局課室等名	入国管理局総務課入国管理企画官室			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	外国人労働者の就業ビザ期間延長			
意見・要望等の内容	就業ビザの期間を5年程度に延長する。あるいは永住権取得要件を緩和する。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則	共管	なし	
制度の概要	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項において、「外国人が在留することのできる期間は、各在留資格について法務省令で定める。この場合において、外交、公用、及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、3年を超えることができない。」と規定されている。</p> <p>また、出入国管理及び難民認定法第22条第2項では「永住許可」について、「永住者の在留資格へ変更を希望する外国人が、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、に適合し、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り、これを許可することができる。」こととされている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>我が国に在留する外国人の在留状況、就業する会社の経営状況等はその年月の経過により変化するものであり、出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項の規定は、こうした在留状況を確認する必要性から、在留期間は3年を超えることはできない旨を規定している。したがって、同趣旨からこの上限である「3年」を延長することはできない。</p> <p>また、出入国管理及び難民認定法第22条第2項に規定されている要件を満たす場合には永住が許可されることとなるが、この要件は、我が国への永住を許可するか否かの判断を行うに当たり、必要不可欠なものであると考えられることから、要件を緩和することは困難である。</p>				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	外国人労働力の受入れ拡大			
意見・要望等の内容	日本に対する理解も深く、日本語によるコミュニケーションの問題も少ない外国人留学生については、留学から就労への在留資格の変更を簡素化すべきである。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法	共管	なし	
制度の概要	出入国管理及び難民認定法第20条第2項において、「在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により法務大臣に対し在留資格への変更を申請しなければならない。」と規定されている。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 平成9年7月、我が国の専修学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された外国人については、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があること等一定の条件の基に在留資格変更を許可する取扱いとしている。 第2次出入国管理基本計画(平成12年3月策定)に「留学生の就職のための在留資格変更について、今後とも相当と認められる事案については積極的にこれを認めていく。」としており、今後その方法について検討していく。				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	大阪商工会議所	
項目	外国人労働力の受入れ拡大			
意見・要望等の内容	<p>発展途上国への技術移転を促し、国内中小製造業にとっても書かせない戦力となっている外国人研修生・技能実習生制度について、研修生の受入れ対象職種の拡大や技能実習期間の延長に取り組むことはもちろん、技能実習を終了した技能実習生は「技能、資格で受け入れを認めるなど、現在の研修・技能実習制度を外国人労働力の受入れ拡大という視点から見直すべきである。</p>			
関係法令	出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	共管	なし	
制度の概要	<p>在留資格「研修」で入国するためには、「出入国管理及び難民認定法」で定める在留資格「研修」に係る活動を行おうとする必要があるほか、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」に定める基準に適合する必要がある。</p> <p>技能実習期間については、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」において、研修活動の期間と合わせて3年以内とされている。</p> <p>研修・技能実習修了後の我が国での就労は認めていない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>在留資格「研修、で入国するための要件に「職種」は含まれていないが、技能実習の対象職種については、拡大する方向で検討していく。</p> <p>技能実習期間については、研修活動の期間と合わせて2年以内であったところ、平成9年4月、研修活動の期間と合わせて3年以内に延長され、以後技能実習対象職種ごとに順次最長3年間とされてきている。</p> <p>研修・技能実習制度は、開発途上国等への技術移転を行う国際貢献の制度であり、研修・技能実習修了後に引き続き我が国での就労を認めることはできないが、将来的な制度のよりよい在り方については継続的に検討を行っていく。</p>				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	在留資格の対象となる業務の拡大			
意見・要望等の内容	在留資格の対象範囲を拡大し、介護分野の業務を対象とする。また、「IT技術者」を在留資格に加える。			
関係法令	出入国管理及び難民認定法別表第一、第二	共管	なし	
制度の概要	<p>出入国管理及び難民認定法において、外国人が我が国に入国・在留するための法的地位として27の在留資格が設けられているが、直接的な身体介護等を目的とする介護業務に対応する在留資格は設けられていない。</p> <p>なお「IT技術者」については、「技術」等の在留資格をもって入国・在留することが可能となっている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
<p>(説明)</p> <p>平成12年3月に法務大臣が策定した第2次出入国管理基本計画において、中長期的には、社会の高齢化に伴い一層必要となる介護労働の分野等において外国人労働者の受入れを検討してはどうかとの意見もあることから、社会のニーズを見極めた上、その受入れの是非を検討していくこととしており、今後、関係省庁等と協議をしながら、調査、検討する予定である。</p> <p>なお、IT技術者については、これまでも「技術、等の在留資格で入国・在留することが可能となっており、より円滑な外国人IT技術者の受入れを図るための措置(注)を平成13年12月28日から実施している。</p> <p>(注) 法務省令の改正等を行い、これまで外国人IT技術者が「技術」の在留資格をもって入国・在留するためには、大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験を有することが必要であったが、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験等に合格等している場合には、当該学歴等は必要ないこととした。</p>				
担当局課室等名	入国管理局総務課入国管理企画官室			

分野	その他	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	外国人雇い入れ時の「在留資格」取得手続きの簡素化			
意見・要望等の内容	一部上場企業で就労する場合には提出書類を簡素化する。(例えば雇い入れ時当該機関の登記簿謄本、外国人本人の業務経歴を証明する文書などの提出を免除する)			
関係法令	出入国管理及び難民認定法施行規則	共管	なし	
制度の概要	入管法施行規則別表第三及び別表第三の二において、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更申請、在留期間更新申請に関する提出資料が在留資格別に定められている。例えば、在留資格「人文知識・国際業務」在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更申請においては、招へい機関の商業・法人登記簿謄本及び損益計算書の写し、招へい機関の事業内容を明らかにする資料、卒業証明書又は活動に係る科目を専攻した期間に係る証明書及び職歴を証する文書、活動の内容、機関、地位及び報酬を証する文書の提出を求めている。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>入国・在留諸申請に係る提出書類に関しては、入国管理局はこれまで累次の簡素・合理化を図ってきたところである。</p> <p>我が国の企業等で就労する外国人に係る入国・在留諸申請においては、提出すべき書類が入管法施行規則において定められており、これらは外国人が本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、活動内容が入管法に定められた各在留資格の活動内容に該当するか否かに関し、審査を行う上で必要なものであるが、招へい機関の商業・法人登記簿謄本、損益計算書の写し及び招へい機関の事業内容を明らかにする資料については、公刊物等で招へい機関の概要が明らかになる場合は提出を求めている取扱いとしており、今後地方入国管理官署に対して、この取扱いを徹底してきたい。</p> <p>また、これら以外の提出書類の簡素化については、提出方法の合理化等の観点から今後検討していきたい。</p> <p>なお、外国人の入国・在留に係る各種申請における提出書類については、規制緩和及び閣議決定された「申請負担軽減対策、等の観点から、適正な入国・在留審査を阻害しない範囲で簡素合理化することとし、平成9年4月から、「留学」、「就学」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」の在留資格について、平成9年7月からその他の「投資・経営」、「研修」等の17種類の在留資格について、それぞれ提出書類の整理・縮減を実施済みである。</p>				
担当局課室等名	入国管理局入国在留課			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人リース事業協会	
項目	動産登記制度の創設			
意見・要望等の内容	動産の登記制度を新たに創設すべきである。			
関係法令	民法178条、192条等	共管	なし	
制度の概要	自動車や航空機等の特定の動産を除き、一般に、動産には、不動産登記のような登記による公示制度は設けられておらず、その物権変動については、引渡が公示手段とされている（民法178条）。なお、このように引渡では十分に公示の役割を果たしていないため、これを補うものとして、動産の即時取得の制度が設けられている（民法192条）。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>動産登記制度の創設については、不動産とは異なり、動産の種類や数が膨大であること、動産の生成や滅失が容易かつ頻繁であること、物件の移動が容易であること、同一種類の動産から目的物たる動産を特定することは容易でないこと、動産取引は一般に頻繁に行われることなどから、その物権変動を登記によって公示することがそもそも可能かということや、仮にこれが可能としても具体的な制度設計をどのようにするかなど問題が多く、また、動産の即時取得との関係をどのようにするかなどの問題もある。</p> <p>また、このような制度を設けることによって、かえって動産に関する迅速な取引を阻害することにならないかなどの問題もあり、このような制度を設けるか否かは、十分に検討をする必要がある。</p>				
担当局課室等名	法務省民事局参事官室			

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	経団連
項目	強制転換社債の解禁		
意見・要望等の内容	転換社債について、発行会社の選択による解消「株式への転換、を認める。		
関係法令	商法	共管	
制度の概要	<p>商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）により、従前の転換社債に代わる制度として、新株予約権付社債の制度が設けられた。従前の転換社債については、社債権者の請求による解消（株式への転換）は認められたが、発行会社の選択による解消（株式又は普通社債への転換）は認められなかった。新しい新株予約権付社債については、社債権者の請求による解消（社債の消滅、株式の取得）のほか、発行会社の選択による解消（新株予約権の消却）も認められた。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 改正後の商法においては、発行会社は、あらかじめ定められた条件により、新株予約権付社債の新株予約権を消却することができる（第341条ノ3第1項第4号において準用する第280条ノ20第2項第7号参照）。			
担当局課室等名	民事局		

【様式】

【法務省】

分野	その他	意見・要望提出者	社団法人日本船主協会	
項目	日本籍船でのカジノの自由化			
意見・要望等の内容	日本籍船上では現行刑法が適用されるため、公海上にあってもカジノが禁止されている。国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、カジノの運営が非合法とならないよう、所要の法整備を行うこと。			
関係法令	刑法第185条・第186条・第1条第2項	共管	なし	
制度の概要	1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 賭博は、国民一般の経済観念・勤労観念を害するものであり、これに関する行為を処罰する必要がある。 また、刑法は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用するものとされているところ、日本船舶内においては、日本国内と同一の秩序を維持する必要がある。				
担当局課室等名	法務省刑事局刑事法制課			

【様式】

【 法 務 省 】

分野	その他	意見・要望提出者	個人
項目	カジノの規制解除と合法化		
意見・要望等の内容	構造・規制改革に伴い多数の失業者が発生した場合の対応策・即効性ある手段として、カジノに対する偏見と規制を解除し合法化すること。		
関係法令	刑法第 185 条・第 186 条	共管	なし
制度の概要	1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第 185 条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第 186 条第 1 項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第 186 条第 2 項）。		
計画等における記載の状況	該当なし。		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他
（説明） 賭博は、国民一般の経済観念・勤労観念を害するものであり、これに関する行為を処罰する必要がある。			
担当局課室等名	法務省刑事局刑事法制課		